

音声AI問題を懸念する関係団体からの要望

2026年4月16日

(一般社団法人)
(一般社団法人)
(一般社団法人)
協同組合

日本音声AI学習データ認証サービス機構
日本芸能マネージメント事業者協会
日本声優事業社協議会
日本俳優連合

(50音順)

はじめに

生成A Iの開発過程において、声優の声や声優が演じたキャラクターの声が、その声優に無断でA I学習に利用され、これを利用してその声優の声に酷似した音声コンテンツが大量に作成・拡散・収益化される事例が数多く発生しています。

しかしながら、現行の法制度では、

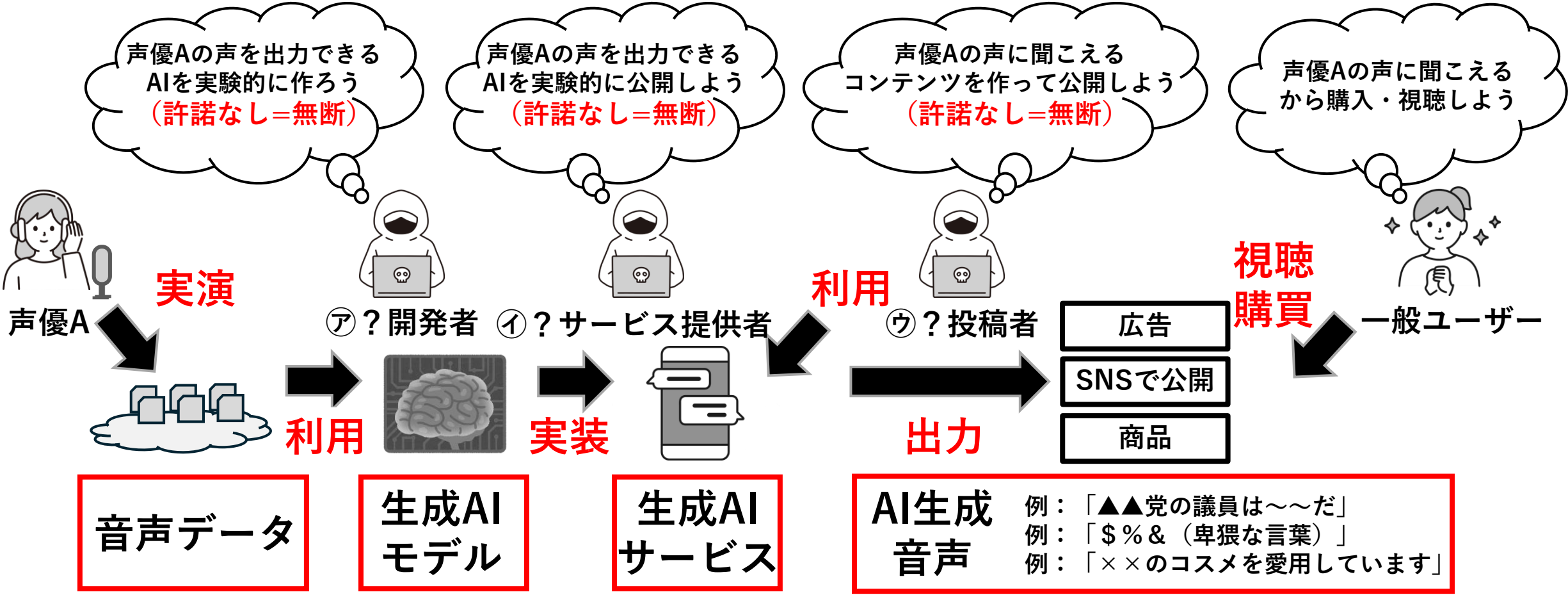
㊦生成A Iモデル開発者、㊦生成A Iサービス提供、㊦投稿者
に対して、声優及び声優の所属事務所が権利行使できる場合は極めて限定されており、生成A Iによる声の無断利用に対して十分な抑止ができません。

私たち音声AI問題を懸念する関係団体は上記の現状を踏まえ、議員の皆様にご説明する「要望」を申し入れます。

— **本要望に至る背景事情（必要性）** —

1. 音声AI問題 関連事例紹介

無断学習・生成AI問題の典型的なケース



事例 1 無断生成AIの開発経緯が公開された事例

個人で楽しむ（もちろん非商用）ことを念頭においてノベルゲーム内の音声データを許諾を得ずに学習に使用し、音声AIモデルを開発、自由に使えるモデルとして公開

→別の事業者が商用採用し公開、その後モデル開発者が学習元を開示したため販売停止となった

ご参考：無断生成モデルの開発者本人が書いた考え方（原文ママ）

このような明らかに声優音声のモデルを出すということは、学習元はまあそういうことだよね、でも学習元を記載しなければグレーだよね、という暗黙の了解が界限にあったと感じており、それにのっとなって、記載はせず、学習元はお察しください、という気持ちでした

法律上の声の権利の問題（声の肖像権やパブリシティ権等）については当時からいろいろ気にして調べており、様々な弁護士の見解等の資料を読んでいた。

そこから、「名前やキャラを出さなければ、無断学習やそれを投稿・販売することは少なくとも現行法では問題がない（不正競争防止法やパブリシティ権の侵害にはあたらない）」と認識しています

（これは法改正がなされていない現在でも同じだと考えています）

（ただこれについてはものまね芸人や声が本当にそっくりな人が排除できないという観点から、単純に規制すればよいのかについては現在でも議論が分かれて判例待ちな状況と認識しています）

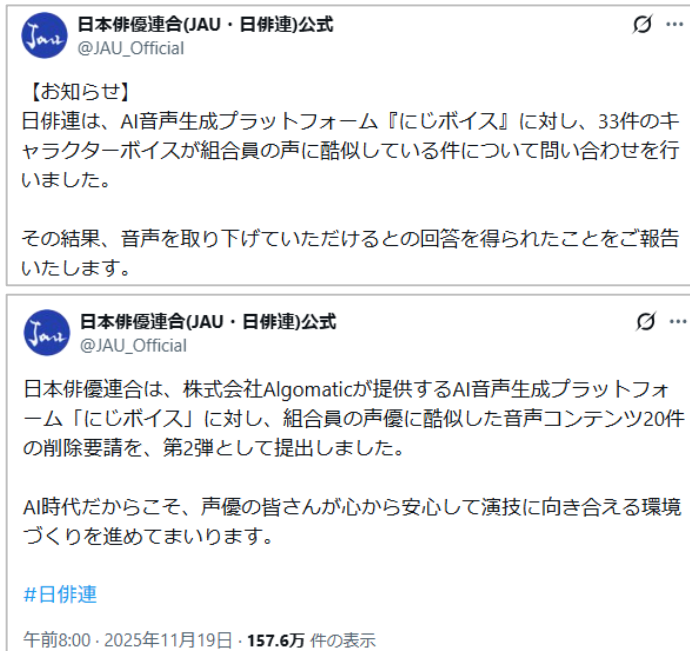
出展：<https://huggingface.co/kaunista/style-bert-vits2-Anneli/blob/main/README.md>

既存の法律や判例法理の難解な解釈論によって、小さい範囲でパッチワーク的に保護しているにとどまることによって、かえって“声優の声は保護されていないから自由に使っても良いものだ”という認識が一部の音声生成AIの開発者の中にできてしまっていることを如実に示している。

事例 2 無断生成AI疑義に関連する事例

AI音声生成プラットフォーム「にじボイス」は、日本俳優連合からの指摘を受け、法的な権利侵害は確認されなかったと述べてつつ、懸念を払拭するため、2026年2月4日をもってサービスを終了することを発表

ご参考：具体的経緯



日本俳優連合(JAU・日俳連)公式 @JAU_Official

【お知らせ】
日俳連は、AI音声生成プラットフォーム『にじボイス』に対し、33件のキャラクターボイスが組合員の声に酷似している件について問い合わせを行いました。

その結果、音声を取り下げただけとの回答を得られたことをご報告いたします。

日本俳優連合は、株式会社Algomaticが提供するAI音声生成プラットフォーム「にじボイス」に対し、組合員の声優に酷似した音声コンテンツ20件の削除要請を、第2弾として提出しました。

AI時代だからこそ、声優の皆さんが心から安心して演技に向き合える環境づくりを進めてまいります。

#日俳連

午前8:00・2025年11月19日・157.6万 件の表示

経緯：

2025年9月29日

日本俳優連合が運営会社Algomaticに対し、AI生成された33件のキャラクターボイスが「組合員の声に酷似している」として削除を要請。

2025年10月31日

Algomaticが、酷似が指摘された33件のボイスの提供を終了。法的な権利侵害は確認されていないが、懸念を真摯に受け止めた苦渋の決断と説明。

2025年11月17日

日本俳優連合が運営会社Algomaticに対し、AI生成された20件のキャラクターボイスについても「組合員の声に酷似している」として追加削除を要請。

2025年11月21日

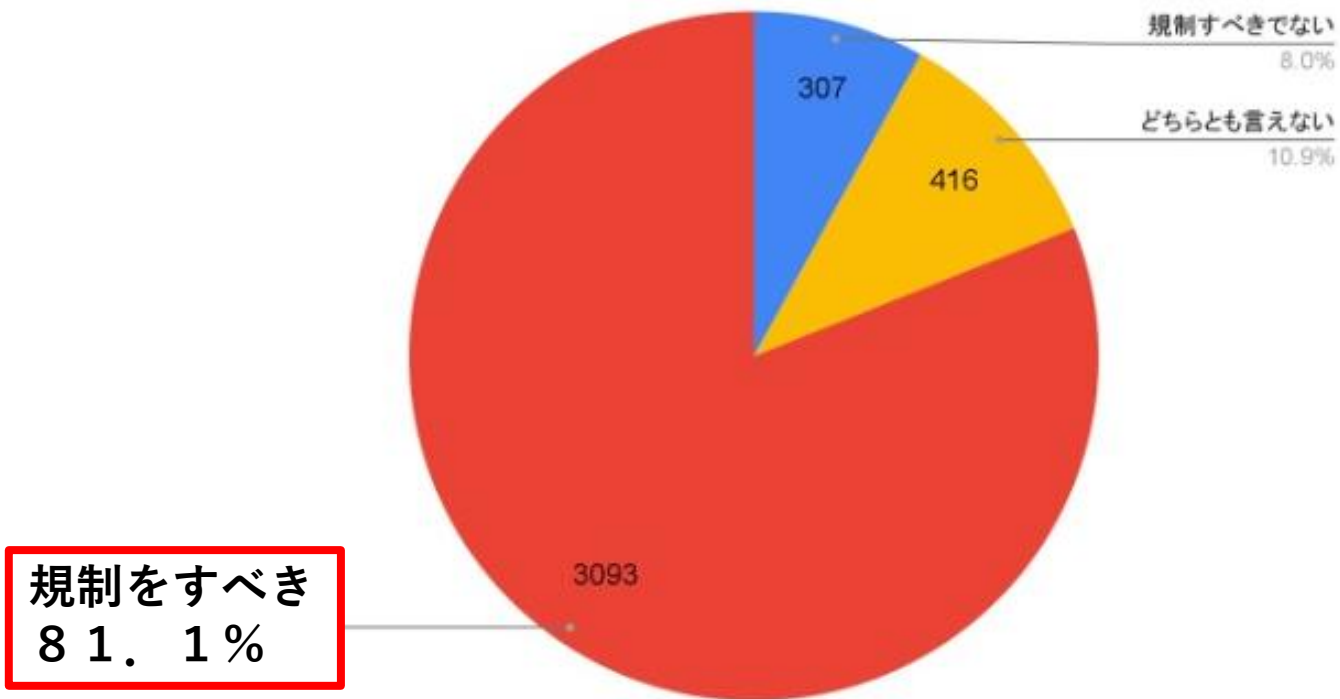
Algomaticが、度重なる日俳連からの削除要請を受け、プラットフォームでのAI音声生成サービス全体の終了（審査制への移行）を発表

やはり“声優の声は保護されていないから自由に使っても良いものだ”という認識が一部の音声生成AI開発者の中にできてしまっていることを示している。

出展：
https://x.com/JAU_Official/status/1986664719441404392
https://x.com/JAU_Official/status/1990917939881783603

事例 3 無断生成を規制すべきかどうかの調査事例

アニメ業界関係者/アニメファンの調査では8割以上の人が無断生成を規制をすべきと回答



(図3 : 「AI を使えば、有名人か一般人かを問わず、特定の個人の声になれるボイスチェンジャー等を容易に作成可能です。この技術の規制について、あなたはどのように考えますか?」)

— **本要望に至る背景事情（必要性）** —

2. 日本の法制度の現状と課題

声そのものを保護する主な選択肢

声の商業的な価値の観点	声の人格的な価値の観点
<ul style="list-style-type: none">不正競争防止法（商品等表示規制）パブリシティ権	<ul style="list-style-type: none">声をみだりに利用されない権利（声の肖像権、人声権など）

※【著作権法との関係】「著作物」や「実演」を保護する著作権法を用いた保護も考えられる。しかし、著作権法は、ある「著作物」の創作的な表現が類似する場合に複製権や翻案権の侵害を構成することや、ある「実演」そのもの（＝「その実演」）が録音・録画されたときに録音・録画権の侵害を構成することを規定するものである。「声」そのものは「思想又は感情を創作的に表現したもの」でも、「演ずること」でもなく、表現をする際や演ずる際に用いられるものであり、「著作物」でも「実演」でもないため、直接的に著作権法で「声」そのものを保護することは困難。

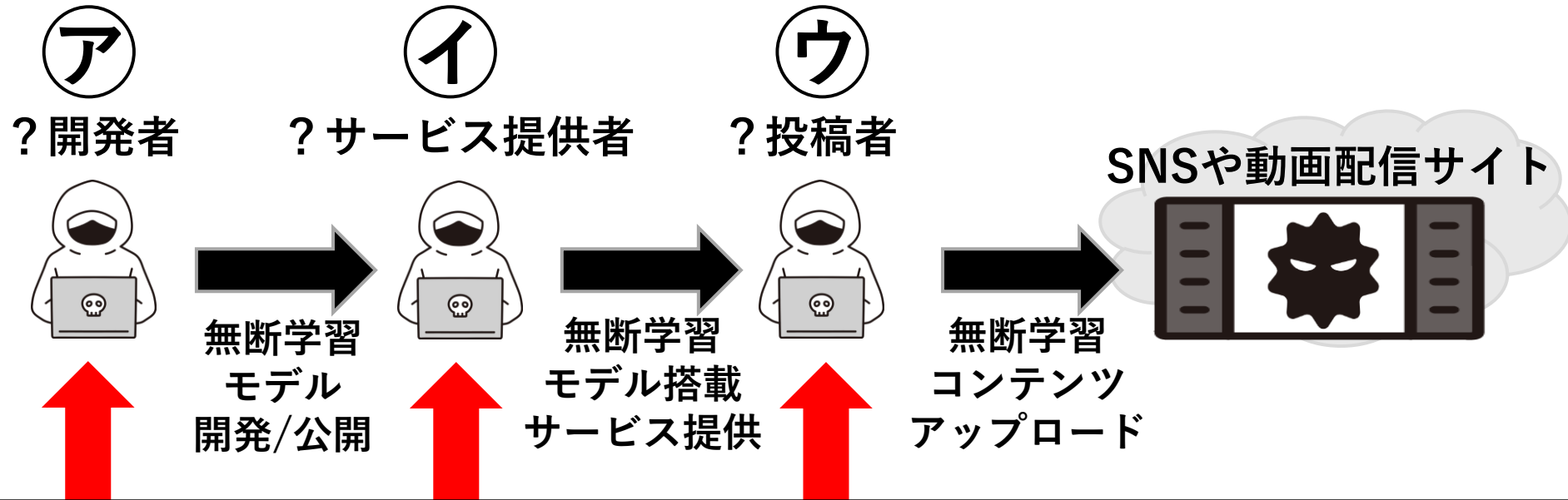
※【商標法との関係】商標法では音の商標が認められているところ、音商標が似ているかどうかは、音商標を構成する音の要素及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものであり、「声」そのものが似ているかは問題とならないため、商標法によって「声」そのものを保護することも困難。

声そのものを保護する主な選択肢とその課題

手段	課題
不正競争防止法	<ul style="list-style-type: none">「声」そのものが「商品等表示」といえないけれども、本要件を満たすのは極めて限定的な場合のみある特定の声優の声と酷似した音声のみを出力できる音声AIモデルやサービスが公表された時点では、まだ「声」（＝商品等表示）自体を用いてはいないため対処が困難
パブリシティ権	<ul style="list-style-type: none">法律上の権利ではなく、実際に権利が認められるのかどうか曖昧ある特定の声優の声と酷似した音声のみを出力できる音声AIモデルやサービスが公表された時点で、パブリシティ権侵害の主体性を認めることができるのかなど、権利の外縁が不透明契約に基づき所属事務所が行使できるのかどうかについても不透明
声をみだりに利用されない権利（声の肖像権、人声権など）	<ul style="list-style-type: none">現時点では講学上の概念にとどまっているある特定の声優の声と酷似した音声のみを出力できる音声AIモデルやサービスが公表された時点で、パブリシティ権侵害の主体性を認めることができるのかなど、権利の外縁が不透明人格権に由来する以上、声優自身の権利行使が必要

要望のご説明

問題の所在

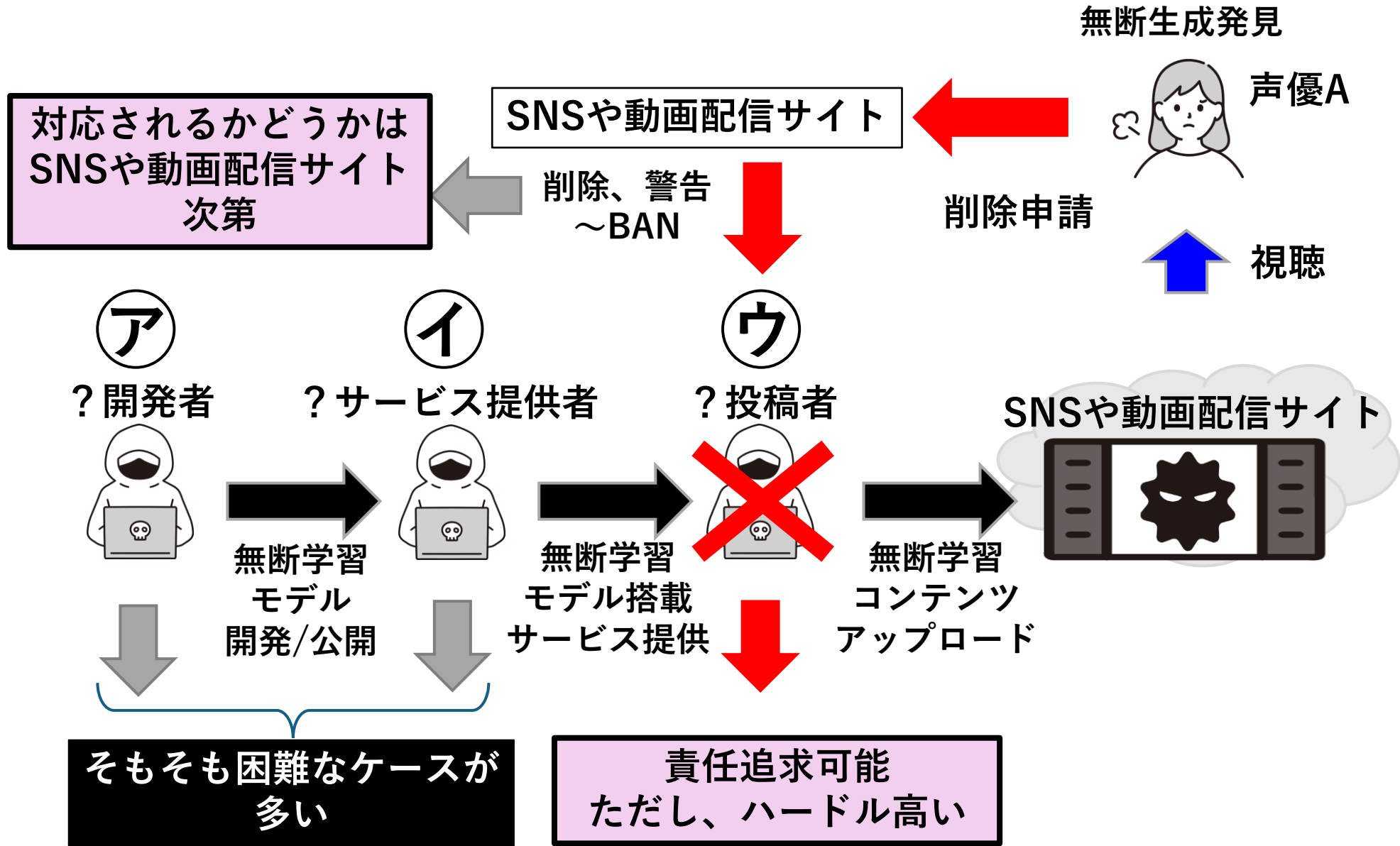


自らの声を学習に利用された者、自らの声と同一又は類似するAI音声を利用された者は、

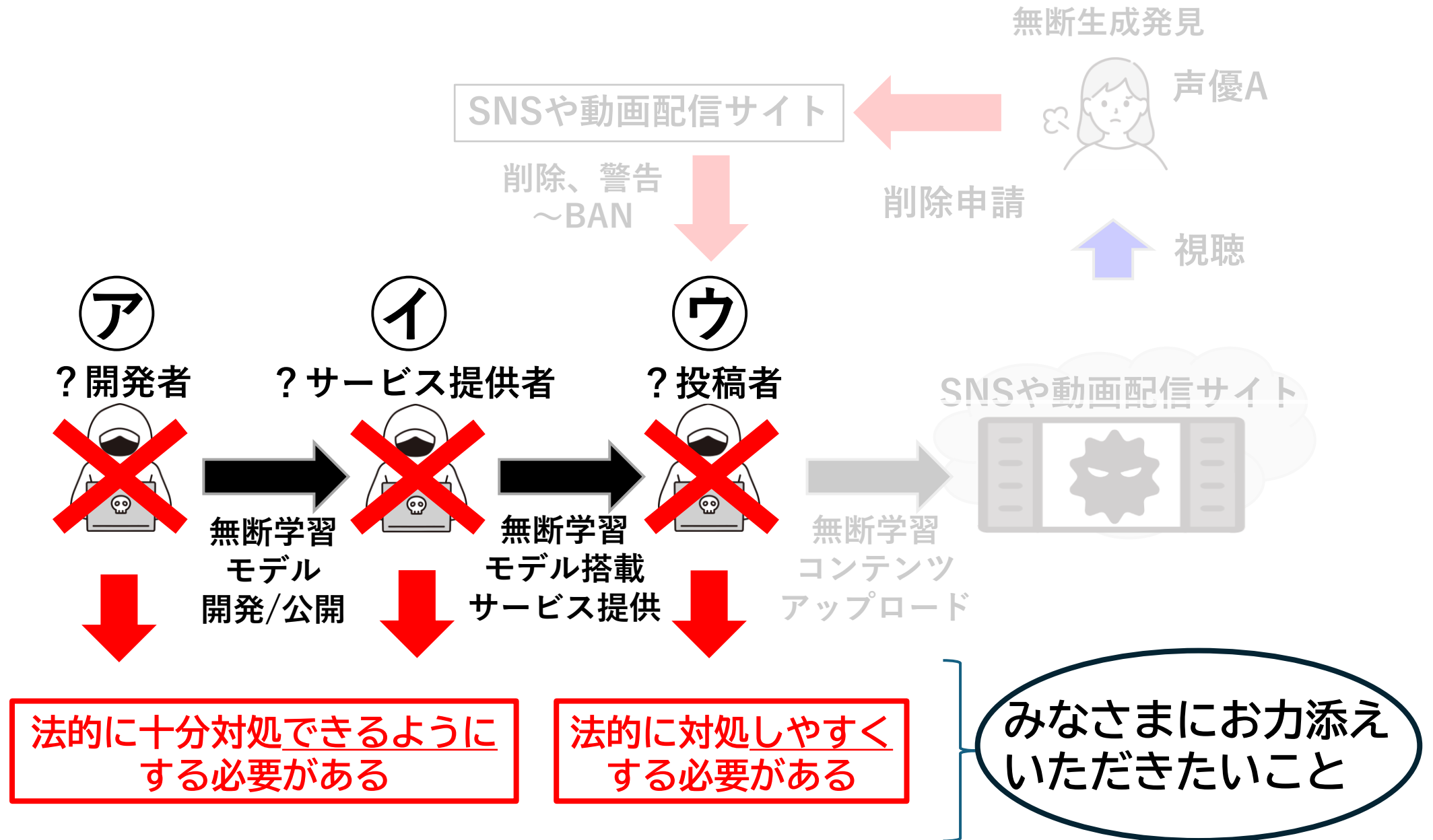
- ①無断学習モデル開発／公開を行った者
- ②無断学習モデル搭載サービス提供を行った者
- ③無断学習コンテンツアップロードを行った者

に対して、**適切に権利行使できる環境が整っているのか？**

問題の所在に対する現状の概観



議員及び関係省庁のみなさまにお力添えいただきたいこと



権利行使の際の障壁（概要）

【**ア**開発者**イ**サービス提供者への権利行使を考えた際の障壁】

- 開発者・サービス提供者を特定するための労力・コスト（**発信者情報開示の障壁**）
- **どのような場合にこれらの者が侵害主体となるのか何ら不明**
（モデル開発段階、サービス実装段階では「声」表示していたり、「声」の顧客吸引力を使っていないが、声優Aの声に特化させたモデルであれば、公開された時点で声優Aの声が弄ばれる危険が生じている）

【**ウ**投稿者への権利行使を考えた際の障壁】

- 投稿者を特定するための労力・コスト（**発信者情報開示の障壁**）
- ①不正競争防止法違反（商品等表示規制）は、著名な声優でも要件を具備していると判断される場合は限定的と思われるほど、**要件を具備するのが困難**
- ②パブリシティ権侵害は、**法律上の権利ではない**し、「専ら」顧客吸引力を利用していると評価できなければならない
- ③声をみだりに利用されない権利は、**法律上の権利ではない**し、要件も何ら示されていない

考えられるアプローチ（短期：ソフトローアプローチ）

- 政府において、声優の声はパブリシティ権等により保護されていること、生成AIモデル開発者や生成AIサービス提供者であっても、**一定の場合にはパブリシティ権侵害の責任を負う場合がある**ということを明示的に広く国民に周知していただきたい。
- 当該周知にもかかわらず、特定の声優の声に特化させ、これと酷似した音声を出力できるAIモデルやAIサービスを発見した場合、声優及び声優事務所等の権利者が政府に対して通報し、これを受けた政府において生成AIモデル開発者や生成AIサービス提供者（プラットフォームを含みます。）に対し、例えば、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（**AI法**）**16条等に基づき、調査、指導、助言その他の必要な措置を講ずる仕組みを構築**していただきたい。

考えられるアプローチ（中長期：ハードローアプローチ）

- ソフトローアプローチによって、一定の牽制をしている間に、**着実に、音声保護の明確化を伴う法制度（不正競争防止法、パブリシティ権、声の肖像権等）の見直し等に向けた検討をしていただきたい。**

本要望に対する賛同者（団体）
は増える見込みです。
議員及び関係省庁のみなさまに
お力添えいただきたく
何卒よろしく願っています。

【補足資料】
本要望の前提となる
法規制の現状（詳細）

現行の不正競争防止法における保護

現行不競法の考え方から想定し得る適用事例 (声の事例)

<事例③> ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを用いて、当該生成AIに当該人物の持ち歌ではない曲を歌わせ、それを動画投稿プラットフォームに投稿した場合

➤ 当該人物の声が周知であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。

※ただし、打ち消し表示（例：「AI〇〇に歌わせてみた」）が付されている場合には、不競法第2条第1項第1号では対処が難しいが、理論上は、著名性が認められれば、不競法第2条第1項第2号にて対処可能。

<事例④> ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを用いて、当該人物の声を使用した目覚まし時計を作成し、それを販売する場合

➤ 当該人物の声が周知であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。

➤ 声だけでなく、声と特徴的な台詞とがセットになって使用されている場合は、より広く不競法第2条第1項第1号において対処し得る。

※いずれも本人の許諾を得ていない場合。

現行の不正競争防止法による権利行使の困難性

- 人の「声」が「商品等表示」であるといえるためには、「声」そのものが業務に係る商品又は営業を表示するもの（＝自他識別力又は出所表示機能を有する状態）と評価できる必要があり、単に商品の用途や品質、内容を表示しているにすぎない場合は「商品等表示」とはならない

【議論の難しさの一例】

- 作品中で特定のキャラクターの声として出演していた場合、その（キャラクターとしての）「声」は「作品」の出所を表示するものなのか？
- 「声」を伴う実演の提供が声優のメイン業務であるから、「声」は当該声優業の主体を示すといえるか？（まさに役務の内容を示すだけか？）
- 声優や事務所がボイス販売等の業務（や第三者へのライセンス）を行っている場合には、当該事業との関係で商品の出所や営業の主体を示すといえるか？

※ 氏名・肖像に関する事件であるが、タレントである原告が、自らが専属契約を締結していた芸能事務所を被告として、専属契約が解除されたにもかかわらず、被告の芸能事務所がウェブサイト上の原告の肖像写真・氏名を掲載し続けていたことについて、不正競争防止法2条1項1号違反等を主張した事案において、裁判所は、「原告の氏名又は肖像は、原告を示す人物識別情報であり、本来的に商品又は営業の出所表示機能を有するものではない。そして、前記前提事実によれば、原告は、芸能プロダクションである被告に所属する一タレントであったにすぎず、原告自身がプロダクション業務等を行っていた事実を認めるに足りない。そして、……原告の氏名又は肖像が、その人物識別情報を超えて、原告自身の営業等を表示する二次的意味を有するものと認めることはできず、まして、原告の氏名及び肖像が、タレントとしての原告自身の知名度とは別に、原告自身の営業等を表示するものとして周知であるものは、明らかに認めるに足りない。」と判断して、そもそも商品等表示該当性を否定した（東京地判令和5年12月11日（判タ1520号224頁））。声についても同様のロジックでそもそも商品等表示該当性が認められない可能性があり、結果として声について商品等表示規制違反となるケースはかなり限定的なのではないか。

現行の不正競争防止法による権利行使の困難性

- 「需要者の間に広く認識されている」や「著名」の立証の難しさ
- 「同一もしくは類似」であることの立証の難しさ
- 不正競争防止法2条1項1号については「他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」である必要があるところ、「AI●●」という打消し表示がされていると混同のおそれを容易に回避可能であり、同項2号の著名な商品等表示と言えないと対処が困難であること
- 何らか声を用いたアウトプットに対して不正競争防止法違反を主張することはできても、**モデル段階・サービス提供段階では違反主張は困難**
 - 例えば、ある特定の声優Aの声のみを出力するようなモデル・サービスであり、ユーザが使えば誰でも声優Aと似た声で好きなことを喋らせられるものがウェブサイト上で出回っただけの段階では、「声」（＝商品等表示）を用いていないため、商品等表示規制違反の主張は困難

参考) 韓国は不正競争防止法で声を保護

- 「有名人の氏名・肖像等の無断使用行為」を新しい不正競争行為の類型に追加
(不正競争防止法第2条第1号ヲ目新設)

【保護対象】 氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識に規定し、人的識別標識であれば制限なく適用する

【救済手段】 有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対し、差止請求・損害賠償請求等の民事的救済措置（第4条、第5条）及び行政調査・是正勧告（第7条、第8条）が可能である

新設条文

ヲ. 国内に広く認識され、経済的価値を有する他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識を公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用することで他人の経済的利益を侵害する行為

- 国内に広く認識されていること

顔や名前等が、一般人が特定人のものであることを認識できるか否かということで、韓国内の全域に年齢を問わず広く知られている場合だけでなく、一定の地域や特定の世代だけに限って知られている場合も該当

- 経済的価値を有すること

当該業界で競争上利益が得られるか否か

- 他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識であること

一般の需要者に特定人と関連していると連想させる名前、顔、声、芸名等

- 公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法であること

有名人の同意を得ず、対価も支払わないまま有名人の肖像等を製品に付着する行為のように、競争関係にあるか近い将来に競争関係に置かれる可能性がある者が、有名人の肖像等を需要者や取引者に混乱を招くように使用する行為等

- 自身の営業のために無断で使用すること

経済的利益を目的として当事者の許可を得ずに直接又は間接的に利用する行為

- 他人の経済的利益を侵害する行為であること

有名人に財産上の被害を発生させる行為として、成果等と関連する営業上の利益だけでなく、名声、信用、営業価値、技術上・営業上の情報のような無形の利益も含む

パブリシティ権による保護

- ピンク・レディー事件（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）により認められた権利
- 「最高裁判所判例解説」では、「声」についても、同判例にいう「肖像等」に含まれるとの解説あり
- **専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合**に行使可能
 - ① **肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合**
 - 例えば、デジタルボイス商品（ボイスメッセージ、ボイススタンプ）
 - ② **商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合**
 - 例えば、デジタルボイスを搭載した目覚まし時計、ナビゲーションシステムなど
 - ③ **肖像等を商品等の広告として使用する場合**
 - オンライン広告、CMなどで声を使用
- 「など」に該当する場合
 - 判決では「など」と書かれているため、上記3類型だけに限定はされていないが、「最高裁判所判例解説」は限定的に解釈

パブリシティ権行使の困難性

- **そもそも判例上の権利**であり、その判例も「声」に関するものではないため、実際に権利行使できるのか曖昧
- **どのような要件**で行使できるのかも曖昧
- 前掲のピンク・レディー事件判決の規範に拠るとしても、**実際に起こっているAI音声の事案に対処できるのかどうか不明**
 - 趣味でAI音声を生成して、SNSや動画投稿サイトに投稿しただけの場合はどうか？収益化の有無で結論に差は生ずるか？
 - **特定の声優Aの声のみを出力する目的で音声生成AIのモデルを作成した者や当該モデルを搭載したサービスをローンチした者に対して、パブリシティ権侵害主体性を認めることができるのか？**
 - なお、肖像に関するものではあるが、令和8年4月に経済産業省が公表した「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（第1.0版）」35～36頁では、著名人と同一・類似の肖像が高頻度で生成され、著名人の様々な画像を生成することを目的とした画像生成AIを販売していた者について、パブリシティ権の主体的な侵害類型と評価される可能性があることが示唆されているところである。
- **声の同定可能性**について、どのような判断基準で評価するのか曖昧

声をみだりに利用されない権利の困難性

- ピンク・レディー事件（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）における「人の……『肖像等』……は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」という判示が根拠
- 同判決にいう「肖像等」に「声」が含まれるのであれば、「声をみだりに利用されない権利」があると考えられる
 - ↓しかし、
- そもそも本当にこのような権利を観念できるのかも曖昧
- **どのような要件**で行使できるのかも曖昧
- **実際に起こっているAI音声の事案に対処できるのかどうか不明（パブリシティ権と同様）**
- 声の同定可能性が必要か否か、必要としてどのような判断基準で評価するのか曖昧

※ 東京地判令和5年3月24日（令和2年（ワ）33533号）では、「人の肉声については、通常、容ぼうほど高度な個人識別機能を備えていないものと考えられることから、人が自己の肉声をみだりに公表されないことにつき、一律に人格的利益を有するものとは解し難い。」と述べられてもいるので、ピンク・レディー事件（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）における「人の……『肖像等』……は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」という判示との関係をどう考えるかも問題となる。